

# 滋賀県暴力団排除条例

が制定されました。  
(平成23年8月1日施行)

～滋賀県から暴力団を排除しよう!～

## 目的

県民生活の安全と平穏の確保

社会経済活動の健全な発展

## 基本理念

暴力団を利用しない

暴力団に協力しない

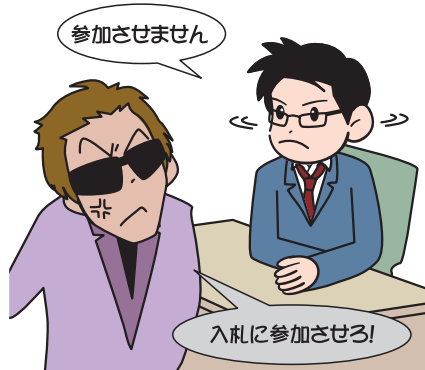
暴力団と交際しない



## 主な内容

### 暴力団の排除に関する基本的施策等

県のすべての事務・事業から暴力団を排除します。



暴力団から危害を加えられるおそれのある方を警察が保護します。



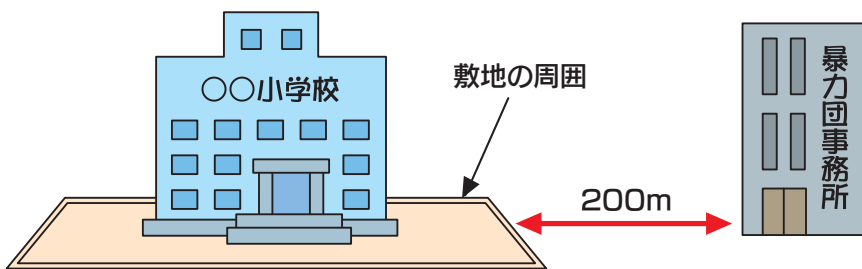
県の公の施設が、暴力団の活動を助長することに利用されないようにします。



滋賀県警察本部

## 暴力団の青少年への悪影響を防止するための措置

学校、図書館、都市公園などの敷地の周囲から200メートル区域内での暴力団事務所の開設運営を禁止します。



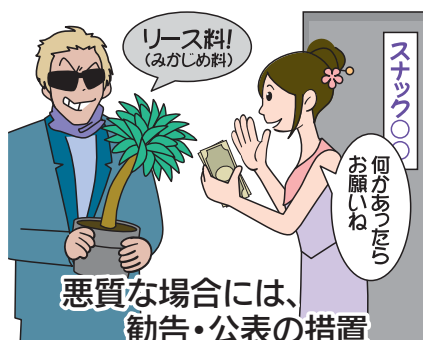
違反した者には、  
1年以下の懲役または50万円以下の罰金

青少年が暴力団の被害に遭ったり、組員にならないための教育が、中学・高校等で行われるよう、県が指導、助言します。



## 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

暴力団の威力を利用する目的等で暴力団員に金品等を提供することが禁止されます。



暴力団の活動又は運営に協力する目的で暴力団員に金品等を提供することが禁止されます。



暴力団の活動を助長するものであることを知りながら暴力団員と取引することが禁止されます。

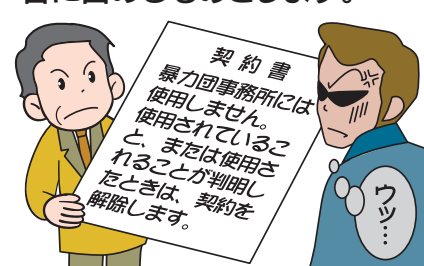


## 不動産の譲渡等および建設工事の請負における措置等

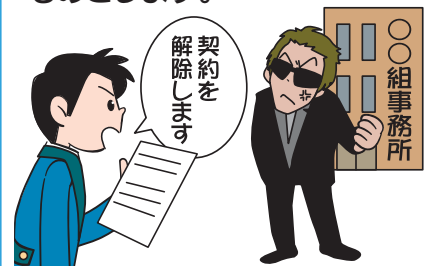
暴力団事務所に使用されることを知って、不動産の譲渡等、建設工事の請負の契約をすることが禁止されます。



暴力団事務所に使用されていること、または使用されることが判明した場合、催告なしで契約を解除できる旨を契約内容に含めるものとします。



暴力団事務所に使用されていること、または使用されることが判明したときは、速やかに契約解除等をするよう努めるものとします。



暴力団による悩み、困りごとは、  
滋賀県暴力団追放推進センター(077-525-8930)へ